

第101回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン
センタービル3階ソピアホール

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

目 次

第101回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	6
(添付書類)	
事業報告……………	16
連結計算書類……………	33
計算書類……………	36
監査報告……………	39

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、お土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9076/>



株 主 各 位

証券コード9076

2022年6月6日

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田口 義隆

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限りご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等により議決権を行使していただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会はZoomウェビナーによるライブ配信を行いますので、当日はご来場に代えて、Zoomウェビナーでのご視聴をお願い申し上げます。

詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」（5頁）をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 事業報告「会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、会計監査人、監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、この会社の体制および方針、連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止について株主様へのお願い】

- 当日は本定時株主総会をZoomウェビナーによるライブ配信を行います。なお、配信（中継）は会社法上の会場ではありません。ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができませんのでご了承ください。
- 株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、健康状態に関らず、本定時株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申しあげます。
- 議決権行使は、書面またはインターネット等にて可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

【来場される株主様へのお願い】

- 総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- 発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。感染防止のため、スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。
- 株主様同士のお座席の間隔を可能な限り空けて配置いたしますので、例年に比べ座席数を減らしております。状況によりお席をご用意できない場合がございます。
- お飲み物のご提供、休憩コーナーの設置はとりやめとさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

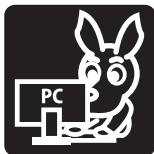
書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」および「**パスワード**」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後5時まで



- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑥ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従って手続きください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

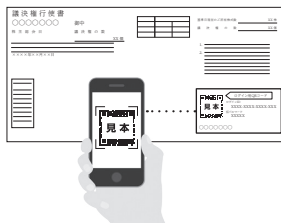
場所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに
議決権を行使する場合は、右の「ログインID・
仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによるライブ配信のご案内

第101回定時株主総会の模様をZoomウェビナーにてライブ配信いたします。

1. 配信日時

2022年6月28日（火） 午前10時から株主総会終了時刻まで

2. ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URL、Zoom ID・パスワードをご入力、またはQRコードをかざしていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

- ・株主総会当日9：30からZoomウェビナーへの入室が可能となり、10：00から開始となります。（任意のメールアドレスの入力が必要になります。）

ライブ配信用

URL：<https://us02web.zoom.us/j/84342475040?pwd=VXg5MFlnaktzZlA0S3YydFJZVVJNUT09>

ID：843 4247 5040 パスワード：419294



※初めてZoomをご利用になられる株主様は、ご利用になる端末にアプリケーションをインストールしていただく必要があります。

3. ご留意事項

- ・配信（中継）は会社法上の会場ではございませんので、ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができません。ご了承ください。
- ・ご視聴用URL、ZoomIDおよびパスワードを株主様以外に開示しないようご注意ください。
- ・株主様からのご視聴方法やインストール方法についてのお問い合わせに関しましては、誠に恐れ入りますが、応対できかねますのでご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomヘルプセンター」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomヘルプセンター（<https://support.zoom.us/hc/ja>）
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・システム障害等による本総会の開催方法の変更、その他のお知らせにつきましては、当社ホームページ（<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき18円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき29円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金18円 配当総額 3,371,224,914円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
(新 設)	<u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 <u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において意思決定の迅速化を進めるため、1名減員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	たぐちよし たか田 口 義 隆	代表取締役社長 再任	100% (14回／14回)	○	○	○		○
2	たぐち たか お田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） 再任	100% (14回／14回)	○	○	○		○
3	まる た ひで み丸 田 秀 実	取締役国際戦略部担当 再任	100% (14回／14回)	○		○		○
4	の づ のぶ ゆき野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当 再任	100% (14回／14回)			○	○	○
5	こ てら やす ひさ小 寺 康 久	取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 再任	100% (14回／14回)	○				○
6	やま だ め ゆ み山 田 メ ュ ミ	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (14回／14回)	○			○	
7	たか い しん たろう高 井 伸 太郎	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (14回／14回)		○		○	○
8	いち まる よういちろう一 丸 陽 一郎	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (14回／14回)	○	○		○	

（注）各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
1	たぐちよし 田口義隆	1961年4月20日	706,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 3 月	当社入社	1996年 6 月	当社専務取締役労務部担当
1985年 5 月	セイノーマリカインク出向	1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1988年 1 月	同社社長	1999年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年 5 月	当社社長付部長	2001年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当
1989年 7 月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長	2003年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
1991年 7 月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当	2018年 6 月	株式会社丸井グループ社外取締役
重要な兼職の状況			
関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノロジックス株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、公益財団法人田口福寿会の会長			
取締役候補者とした理由			
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
2	たぐちたかお 田口隆男	1962年2月2日	395,773株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1984年 4月	日清製粉株式会社入社	2006年 6月	当社取締役営業担当
1992年 7月	岐阜日野自動車株式会社入社	2007年 6月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年 6月	同社取締役営業副本部長	2011年 4月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年 4月	同社専務取締役	2015年 6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年 6月	当社取締役営業本部担当付	2015年 8月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2000年 4月	当社常務取締役営業本部担当		兼経理部担当兼財務IR部担当
2003年 6月	当社専務取締役営業統括担当	2016年 6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当		（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当		
重要な兼職の状況			
滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当取締役として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
3	丸 田 秀 実	1963年3月4日	50,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 4 月	国税庁入庁	2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当
1992年 7 月	紋別税務署長		
1995年 7 月	札幌国税局総務課長	2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1996年 5 月	外務省在香港総領事館領事	2012年 4 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長	2013年 6 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
2001年 6 月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当	2014年 4 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2002年 3 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当	2014年 6 月	当社取締役国際戦略室担当
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当	2021年 3 月	当社取締役国際戦略部担当（現任）
重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノールジックス株式会社、株式会社セイノー商事の監査役			
取締役候補者とした理由			
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
4	野 津 のぶ ゆき 信 行	1961年5月24日	16,600株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 4 月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年 4 月	同社執行役員財務部長
2014年 1 月	当社入社経営企画室長	2016年 4 月	同社取締役経理部担当兼財務部担当
2014年 7 月	当社経理部・財務IR部統括部長	2016年 6 月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当（現任）
2014年 7 月	西濃運輸株式会社財務部長	2018年 4 月	西濃運輸株式会社取締役財務部担当（現任）
取締役候補者とした理由			
野津信行氏は、金融機関で培った豊富な知識・経験と高度なバランス感覚ならびに、公平・誠実な人柄と高い品格を兼ね備えており、経理・会計面よりグループの経営管理の強化の実績に加え、リスクマネジメントやガバナンスの見識も有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

- 11 -

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
5	こ 寺 康 久 こ 寺 康 久	1959年8月7日	3,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1982年 3 月	当社入社	2015年 6 月	同社常務取締役営業本部担当
1997年 4 月	当社加西支店支店長	2016年 4 月	同社専務取締役営業本部担当
2002年 4 月	当社松原支店支店長	2017年 4 月	セイノススーパーエクスプレス株式会社代表取締役社長
2004年 7 月	当社山陽ブロック長兼岡山支店支店長	2020年 4 月	西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任）
2009年 4 月	西濃運輸株式会社堺支店支店長	2020年 6 月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当（現任）
2010年 4 月	同社執行役員営業管理部部長		
2013年 4 月	同社取締役営業管理部担当		
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
小寺康久氏は、長年にわたる輸送事業の現場長ならびに子会社経営の経験を有し、営業、商品開発についての諸施策を推進する等の実績により当社の業績拡大に寄与してまいりました。また、当社事業・業務運営に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
6	やま だ め ゆ み 山 田 メ ユ ミ	1972年8月30日	6,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1995年 4 月	香栄興業株式会社入社	2016年 3 月	株式会社ISパートナーズ代表取締役社長
1997年 5 月	株式会社キスミコスメックス（現株式会社伊勢半）入社	2016年 9 月	株式会社Eat Smart取締役
1999年 7 月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	2017年 6 月	株式会社かんぼ生命保険社外取締役（2022年6月退任予定）
2000年 4 月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	2017年 6 月	当社社外取締役（現任）
2009年12月	同社取締役（現任）	2019年11月	株式会社ISパートナーズ取締役（現任）
2012年 5 月	株式会社サイバースター代表取締役社長	2021年 6 月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2015年 9 月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）	2022年 5 月	株式会社セブン&アイホールディングス社外取締役(就任予定)
重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、株式会社かんぼ生命保険の社外取締役（2022年6月退任予定）、SOMPOホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社セブン&アイホールディングスの社外取締役（2022年5月就任予定）			
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
山田メユミ氏は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍推進を含む社内多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となつていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、EコマースやUI/UXの視点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。			

- (注) 1. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
2. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社の代表取締役を兼務し、当社は3社との間で業務委託等の競業関係があります。
- (2) 取締役候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の13.94%を保有する筆頭株主であります。
- (3) 取締役候補者丸田秀実氏は、セイノーロジックス株式会社の監査役を兼務し、当社は同社との間で業務委託等の競業関係があります。
- (4) その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。3氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田メユミ氏が5年、高井伸太郎氏が4年、一丸陽一郎氏が3年となります。
8. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美（やまだめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって辞任されます常勤監査役寺田新吾氏の補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	所有する当社株式の数
かたぎりおさむ 片桐修	1965年6月15日	0株
略歴・当社における地位（重要な兼職の状況）		
1989年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社経理部長（現任） 西濃運輸株式会社執行役員経理部長		
2018年 4 月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当（現任）		
重要な兼職の状況		
北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社の監査役（以上全て2022年6月就任予定）		
監査役候補者とした理由		
片桐修氏は、当社入社以来長年にわたり財務・経理部門に携わり、当社や中核会社西濃運輸株式会社の財務部課長を6年間、当社経理部部长と兼務にて中核会社西濃運輸株式会社の経理部執行役員・担当取締役を10年間勤め、多様な事業内容や業務プロセスならびに財務・会計に関する豊富な知見を有しております。取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定することに加え、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」、「監査役については財務・会計・業務等に関する適切な知見を有している者であること」に基づき、人事委員会にて監査役として求められる能力、経験、知見等を検討し、監査役会の同意を得ております。
3. 監査役候補者片桐修氏は、四国西濃運輸株式会社の監査役に就任予定であり、当社と同社との間で業務委託等の競業関係があります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者片桐修氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の普及により経済活動の回復が期待されていたものの、新たな変異株の出現もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、供給面での制約、原油や原材料価格の高騰による企業収益への影響など懸念材料もありましたが、個人消費や鉱工業生産が回復基調となり、国内貨物輸送量に明るい兆しが見えてまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、2年目となる3ヵ年中期経営計画「『Connecting our values』～すべてはお客様の繁栄のために～」のもと、お客様の課題解決に向けた価値提供やロジスティクスなどの成長分野への集中投資を通じて、企業価値向上に向け一丸となって邁進してまいりました。

その一環として、大消費圏である首都圏、近畿圏配送網の重点的な緻密化や3温度帯物流の確立に向け、冷凍・チルド・ドライの3温度帯輸送に強みを持つ株式会社関東ロジテック（本社：埼玉県日高市）および丸久運輸株式会社（本社：和歌山県伊都郡）を子会社化しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,076億57百万円（前連結会計年度比2.6%増）、営業利益は275億45百万円（前連結会計年度比12.2%増）、経常利益は302億69百万円（前連結会計年度比9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は172億55百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営計画のもと、当社グループが持つ全国輸配送網などを基盤にしながらも他社が持つ物流リソースも活用し、お客様に最適なサービスを紹介・提案する物流コンシェルジュサービス「lppo（イッポ）」の提供を開始いたしました。

このサービスは、当社が物流の窓口としてパートナー会社の選択、連絡から追跡などの問い合わせまですべてワンストップで対応するもので、お客様の困りごとを解決するものとして高評を得ております。

輸送事業の中核会社である西濃運輸株式会社では、プランナーの増員による営業体制の強化を図り適正運賃収受を進めるとともに、貨物の量、サイズに見合った最適な輸送モードをご提案する「セイノー輸送なびPro」や顧客情報を一元管理する「顧客カルテシステム」の活用により、新規荷主の獲得や出荷継続率の向上に繋げ、更なる取扱貨物量の確保に取り組んでまいりました。

一方で、路線便の運行効率化や仕分け・積込み業務の効率化による生産性の向上を図り、取扱貨物量に相関した費用の最適化を行うことで、安定した利益の確保に繋げております。また、3往復目となる混載ブロックトレイン「カンガルーライナーTF60」を東京貨物ターミナル駅と東福山駅間で運行を開始するなど、CO₂の削減やトラックドライバー不足の緩和、働き方改革にも努めてまいりました。

招集通知	拠点展開では、西濃運輸株式会社において印西物流倉庫（千葉県印西市）および龍ヶ崎支店（茨城県稲敷郡）の新設、相模原支店（神奈川県相模原市）および名古屋西支店（愛知県あま市）の移転、セイノースーパーエクスプレス株式会社において八日市営業所（滋賀県東近江市）の移転、濃飛西濃運輸株式会社において各務原川島物流センター（岐阜県各務原市）の新設を行い、ロジスティクスインフラの増強による収益の拡大を図っております。 この結果、売上高は4,532億53百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は211億7百万円（前連結会計年度比14.9%増）となりました。
株主総会参考書類	【自動車販売事業】 当事業中、乗用車販売におきましては、顧客満足度向上に向けた継続的な店舗リニューアルに加え、新型車の投入効果を活かしたキャンペーンの展開、残価型割賦販売の活用による早期代替提案営業などを行ったものの、半導体の供給不足や東南アジアでの新型コロナウイルス感染拡大に伴う部品の供給制約による納期の長期化などもあり、新車販売台数は前年同期実績を下回る結果となりました。 中古車販売においても、新車の納期遅れによる下取り車の減少や、相場上昇による仕入れ難により、販売台数は前年同期実績を下回りましたが、新車納期遅れによる小売販売価格とオークション相場の上昇により売上高、売上総利益とも伸長しました。サービス部門では、顧客接点強化を目指した入庫誘致による入庫率向上への取り組みに注力するとともに、付帯品の提案強化も行い、収益の確保に努めてまいりました。 トラック販売におきましても、乗用車販売と同様に半導体や部材不足による生産調整の影響がありました。国内の新車販売台数は前年同期実績を上回る結果となりました。加えて中古車販売を強化するとともに、予防整備提案による入庫促進と整備の外注業務の内製化を進め、収益の確保に繋げてまいりました。 拠点展開では、トヨタカローラ岐阜株式会社において本社・岐阜店（岐阜市）の建て替えを行っております。この結果、売上高は982億20百万円（前連結会計年度比0.1%減）となり、営業利益は44億91百万円（前連結会計年度比6.1%減）となりました。
事業報告	
連結計算書類	【物品販売事業】 当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。家庭紙の販売が増加したものの、燃料の売上高が減少したことなどから、売上高は307億53百万円（前連結会計年度比0.9%減）となりましたが、コスト削減などにより営業利益は7億89百万円（前連結会計年度比7.8%増）となりました。
計算書類	【不動産賃貸事業】 当事業におきましては、主にトラックターミナル跡地や店舗跡地などを対象に各不動産のポテンシャルを最大限に活用した事業を進めております。 この結果、売上高は20億13百万円（前連結会計年度比8.0%増）、営業利益は15億8百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。
監査報告	【その他】 当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業および労働者派遣業などを行っております。売上高は234億17百万円（前連結会計年度比18.7%増）、営業利益は11億94百万円（前連結会計年度比145.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は298億17百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- (イ) 建物 茨城県稲敷郡（龍ヶ崎支店 27,168.87㎡）
愛知県あま市（名古屋西支店 28,440.48㎡）
- (ロ) 車両 1,845台

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年8月31日付で丸久運輸株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

また、当社の子会社である関東運輸株式会社は、2021年11月30日付で株式会社関東ロジテックの株式を取得し、子会社化いたしました。

これらは、大消費圏である首都圏および近畿圏の重点的な緻密化や3温度帯物流の確立に向けたものです。

その他、当社の完全子会社であるココネット株式会社は、置き配サービスを拡大するため、2021年4月16日付で株式会社LOCCOの増資受入により、同社を子会社化いたしました。

2. 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第98期	2019年度 第99期	2020年度 第100期	2021年度 第101期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	618,436	625,626	592,046	607,657
経 常 利 益 (百万円)	33,629	31,505	27,751	30,269
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	21,216	25,848	16,660	17,255
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	104.85	128.41	89.31	94.59
総 資 産 (百万円)	657,983	654,532	672,247	685,266
純 資 産 (百万円)	426,207	432,813	422,634	433,520

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第98期連結会計年度の期首から適用しております。

一部の連結子会社において第100期連結会計年度より新車および中古車の割賦販売における収益認識基準を割賦回収基準から販売基準への変更に伴い遡及適用が行われております。第99期連結会計年度については、遡及適用後の金額で表示しております。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期連結会計年度の期首から適用しております。

3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、感染再拡大による影響や原材料価格の高騰等の影響により、依然として不透明な状況が続くと予測されております。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界におきましては、原油価格の上昇に伴う燃料費の増加や、長距離ドライバーをはじめとする労働力不足等の懸念材料があるものの、設備投資が加速し鉱工業生産が堅調に推移すると見込まれ、生産関連貨物を中心に国内貨物輸送量は回復基調が鮮明になると予測されております。

このような情勢の中、輸送事業におきましては、グループ全体での効率的かつ柔軟性のある物流プラットフォームの構築に向けて、幹線ダイヤを再編し運行効率の全体最適化を進めてまいります。

また、特積みから「ロジのSEINO」へ新化を加速するため、物流施設をフル活用するとともに空間効率・作業効率の向上やアシストロボットによる半自動化にも取り組み、またグループ全体の機能を活かしたオーダーメイド提案によるお客様の課題解決に取り組んでまいります。

さらに、EDI化を一層進めることでお客様への情報貢献に加え、業務効率向上にも繋げ、モダリティの推進、車両の大型化・省人化等と合わせて運び方改革を進めてまいります。

その他、老朽化した施設の再構築やキャッシュレス化を加速させ、働き方改革と健康経営の推進により採用強化と定着率向上を図り、またカーボンニュートラルに向けた自社のCO₂排出量削減など、持続可能な社会の実現や当社の認知度拡大などのブランド戦略にも取り組んでまいります。

自動車販売事業の乗用車販売では、トヨタ販売店の全車種併売化によるチャネル間競争が激化しているため、お客様に選ばれる店舗を目指し、店舗・サービス工場の継続的なリニューアルやナンバー認証システム導入による来店対応の迅速化を図ってまいります。また、商圈分析を基にした店舗の新設・統廃合を実施することで店舗網の最適化を進めてまいります。トラック販売では、引き続き新車の納期の長期化が続くと見込まれるため、中古車販売や車検・整備による収益の確保に努めてまいります。その他、先進整備機器導入や労働環境整備によるES向上を図り、整備士の採用・定着に繋げてまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他では、事業領域の拡大や既存事業強化を実施してまいります。

当社グループといたしましては、3ヵ年中期経営計画に則り、お客様の繁栄に貢献し、すべての人に笑顔と幸せをお届けする施策を通じて、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 ^{百万円}	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	100.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノーロジックス株式会社	100	66.01	国際貨物運送業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットトヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
滋賀日野自動車株式会社	80	67.00	自動車販売代理店業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

(2) 事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,905百万円

(注) 当事業年度末における当社の資産総額は、377,064百万円であります。

5. 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売および紙・紙製品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他の	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負および労働者派遣などを営むグループ

- 21 -

6. 主要な営業所(2022年3月31日現在)

(1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

(2) 子会社

国内では、岐阜県に28社、東京都に13社、大阪府に5社、群馬県および愛知県にそれぞれ4社、神奈川県に3社、埼玉県に2社、その他17県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、アメリカ合衆国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外848カ所に有しております。

7. 使用人の状況(2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	27,419 ^名	286 ^名 (増)
女 性	2,330	52 (増)
合 計	29,749	338 (増)

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	92 ^名	4 ^名 (増)
女 性	19	15 (増)
合 計	111	19 (増)

8. 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,460 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,128
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,828
株 式 会 社 群 馬 銀 行	949
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	800

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しております。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

794,524,668株

2. 発行済株式の総数

207,679,783株

3. 株主数

8,187名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	26,107 ^{千株}	13.94 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,575	10.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,294	7.63
株式会社十六銀行	6,538	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.86
日野自動車株式会社	4,369	2.33
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.17
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	4,032	2.15
アドニス株式会社	3,299	1.76
東京海上日動火災保険株式会社	3,035	1.62

(注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式20,389千株（9.82％）があります。自己株式20,389千株には、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式86千株、「株式給付信託（J-ESOP）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式4,611千株および「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」により、野村信託銀行株式会社（セイノーホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式1,589千株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式20,389千株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	33,125 ^株	6 ^名
社外取締役	3,312	3
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告27～29頁「Ⅳ4. 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

— 23 —

6. その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を2022年3月4日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得した後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、BBT制度といいます。)を導入することを決議いたしました。BBT制度は取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額250億円）の当事業年度末日における概要

区分	2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年3月31日（ロンドン時間）発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	2,166.6円
新株予約権を行使することができる期間	2021年4月14日から2026年3月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	事業推進部担当(自動車販売・関連事業) 国際戦略部担当 総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 財務IR部担当兼経理部担当 事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼不動産開発部担当
代表取締役	田 口 隆 男	
取締役	丸 田 秀 実	
取締役	古 橋 治 美	
取締役	野 津 信 行	
取締役	小 寺 康 久	
取締役	山 田 メ ユ ミ	
取締役	高 井 伸 太 郎	
取締役	一 丸 陽 一 郎	
常勤監査役	寺 田 新 吾	
常勤監査役	伊 藤 信 彦	
監査役	笠 松 栄 治	
監査役	増 田 宏 之	

- (注) 1. 山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏は、社外取締役であります。
2. 笠松栄治および増田宏之の両氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノールジックス株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社およびセイノールジックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の13.94%を保有する筆頭株主であります。
 - ・取締役田口隆男氏は、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノールジックス株式会社、株式会社セイノー商事の監査役を兼務しております。なお、当社はセイノールジックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - ・取締役小寺康久氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。

招集と通知	・監査役伊藤信彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノー情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。 ・社外役員の重要な兼職の状況については、29頁「5.社外役員に関する事項」に記載しております。 4. 監査役寺田新吾、伊藤信彦、笠松栄治および増田宏之の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 ・監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。 ・監査役伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めてまいりました。 ・監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。 ・監査役増田宏之氏は、税理士の資格を有しております。 5. 当社は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
株主総会参考書類	
事業報告	2. 責任限定契約の概要 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
連結計算書類	3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
計算書類	4. 取締役および監査役の報酬等 (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を策定し、短期のみならず中長期それぞれの目線にて、さらには現金報酬と自社株報酬との割合を考慮した体系としております。具体的には、月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）により構成されており、月額固定報酬は従業員給与を考慮の下、前年度の業績による連動といたしております。 なお、2018年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、本総会終結後に在任する役員については、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することが承認可決されました。 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は以下のとおりです。なお、当社の取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款で定めております。
監査報告	

取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において10名（うち社外取締役0名）に対し月額2,500万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。本制度に基づき当社の取締役10名（うち社外取締役3名）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額6億円以内、株式数の上限を年36万株以内（うち社外取締役1億円以内。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり2億円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な配分については、取締役等の在職期間に応じて、取締役会において決定しております。

本制度は、取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

さらに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会に基づき、社外取締役を除く7名の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付するものです。

当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に当初対象期間に対応する必要資金として、3億6千万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億6千万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3億6千万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

なお、上記に記載のとおり、自社株報酬により付与する株式数は、役位や在職期間等に応じて決定いたしますが、株式等の価値（取締役が得る利益）は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動しております。

監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第83回定時株主総会において4名の監査役に対して月額400万円以内と決議されており、各監査役の報酬等の額はその範囲内で、監査役の協議により決定されております。

当社は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて報酬についての提言を行い、株主総会で承認された取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な報酬額・付与株数を決定します。

また、2021年1月12日開催の人事委員会において、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を前提とすることを確認し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての見地より、中長期的な業績をふまえた具体的な月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）を提言し、同年2月10日開催の取締役会にて当該提言を適切と判断のうえ決定しております。なお、取締役8名が選任された場合の個人別の報酬額については2022年6月3日に開催予定の人事委員会にて上記方針等を踏まえた原案を策定し、2022年6月28日開催予定の取締役会にて決定の見込みです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	159 (25)	53 (20)	105 (4)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	37 (1)	37 (1)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	196 (26)	90 (22)	105 (4)	13 (5)

(注) 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度および株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））であり、割当ての際の条件等は27頁「(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は23頁「Ⅱ5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は13百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役高井伸太郎氏は、高井＆パートナーズ法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

- ② 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松＆パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、増田宏之税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役山田メユミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役、株式会社かんぽ生命保険およびSOMPOホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と3社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役一丸陽一郎氏は、中外製薬株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社および西濃エキスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役増田宏之氏は、西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、6社は当社の子会社であります。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

			取締役会（14回開催）		監査役会（8回開催）	
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田メユミ		14回	100%	一回	—%
取締役	高井伸太郎		14	100	—	—
取締役	一丸陽一郎		14	100	—	—
監査役	笠松栄治		14	100	8	100
監査役	増田宏之		14	100	8	100

招集・通知	② 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 ・ 取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に中長期的な事業戦略、新規事業やM&A案件に対する成長戦略に言及されるなど、当社の企業価値向上に資する発言をされております。また、社会貢献や人材などサステナビリティに対する意見を述べられ、外部環境の変化に対応するアドバイスをされるなど適切な役割を果たされております。
株主総会参考書類	・ 取締役高井伸太郎氏は、弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験により、M&A案件、業務提携、企業法務から資金運用に至るまで様々な案件に対し、具体的、実践的な意見を述べられております。特にM&A案件に関しては、戦略的な観点とともに実務的な観点からも助言・指摘されております。また、法令改正対応、事業リスク回避や事業計画の妥当性確保に対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。
事業報告	・ 取締役一丸陽一郎氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験、知見から事業環境の変化に対応するための新しい発想の必要性、地域ごとの最適戦略の必要性など、積極的な発言をされております。また、客観的な立場から当社の企業価値を高めるための成長戦略やリスクに対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。 ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見に基づいた経営戦略、グループ資本政策、資金管理、事業リスク、内部統制に関する提言に至るまで、当社の企業価値向上に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
連結計算書類	・ 監査役増田宏之氏は、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、税理士としての専門的見地から、特にM&A案件に対する税務上の注意項目について指摘をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切なアドバイスをされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
計算書類	
監査報告	

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	140百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	161百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザリー業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	245,578	流動負債	109,980
現金及び預金	94,488	支払手形	1,798
受取手形	5,704	営業未払金及び買掛金	47,116
営業未収金及び売掛金	112,945	短期借入金	3,241
契約資産	1,050	一年内返済予定長期借入金	1,220
有価証券	14,000	未払金	16,592
棚卸資産	11,236	未払費用	15,971
その他流動資産	6,498	未払法人税等	5,488
貸倒引当金	△345	未払消費税等	6,625
固定資産	439,688	契約負債	3,631
有形固定資産	341,679	その他流動負債	8,292
建物及び構築物	115,365	固定負債	141,766
機械装置及び車両運搬具	22,046	転換社債型新株予約権付社債	25,200
工具器具備品	3,627	長期借入金	9,820
土地	185,077	繰延税金負債	3,000
建設仮勘定	4,622	役員退職慰労引当金	1,610
その他有形固定資産	10,939	株式給付引当金	5,242
無形固定資産	16,558	役員株式給付引当金	198
のれん	11,126	退職給付に係る負債	82,328
その他無形固定資産	5,432	資産除去債務	3,706
投資その他の資産	81,450	その他固定負債	10,659
投資有価証券	60,767	負債合計	251,746
長期貸付金	232	(純資産の部)	
繰延税金資産	14,783	株主資本	419,144
その他投資	6,135	資本金	42,481
貸倒引当金	△469	資本剰余金	80,940
資産合計	685,266	利益剰余金	332,860
		自己株式	△37,138
		その他の包括利益累計額	10,747
		その他有価証券評価差額金	14,620
		土地再評価差額金	△122
		為替換算調整勘定	△207
		退職給付に係る調整累計額	△3,542
		非支配株主持分	3,628
		純資産合計	433,520
		負債・純資産合計	685,266

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		607,657
売上原価		536,078
売上総利益		71,579
販売費及び一般管理費		44,033
営業利益		27,545
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	844	
持分法による投資利益	1,559	
その他収益	1,038	3,457
営業外費用		
支払利息	434	
投資事業組合運用損	228	
その他費用	70	733
経常利益		30,269
特別利益		
固定資産売却益	271	
投資有価証券売却益	30	
その他特別利益	12	314
特別損失		
固定資産処分損	942	
減損損失	1,140	
その他特別損失	155	2,238
税金等調整前当期純利益		28,345
法人税、住民税及び事業税	11,812	
法人税等調整額	△1,114	10,698
当期純利益		17,646
非支配株主に帰属する当期純利益		391
親会社株主に帰属する当期純利益		17,255

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	81,625	321,178	△35,497	409,788
会計方針の変更による 累積的影響額			△516		△516
会計方針の変更を反映した 当期首残高	42,481	81,625	320,662	△35,497	409,271
当期変動額					
剰余金の配当			△5,056		△5,056
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,255		17,255
自己株式の取得				△1,812	△1,812
自己株式の処分		△7		172	164
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△677			△677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△685	12,198	△1,640	9,872
当期末残高	42,481	80,940	332,860	△37,138	419,144

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	15,344	△122	△859	△4,889	9,472	3,374	422,634
会計方針の変更による 累積的影響額						1	△515
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,344	△122	△859	△4,889	9,472	3,375	422,119
当期変動額							
剰余金の配当							△5,056
親会社株主に帰属する 当期純利益							17,255
自己株式の取得							△1,812
自己株式の処分							164
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△724	-	652	1,347	1,275	252	1,528
当期変動額合計	△724	-	652	1,347	1,275	252	11,401
当期末残高	14,620	△122	△207	△3,542	10,747	3,628	433,520

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	百万円
流動資産	81,744
現金及び預金	43,567
営業未収金	7
有価証券	14,000
未収法人税等	2
未収消費税等	13
未収入金	4,767
短期貸付金	20,426
その他流動資産	400
貸倒引当金	△1,441
固定資産	295,320
有形固定資産	17
工具器具備品	17
投資その他の資産	295,303
投資有価証券	32,239
関係会社株式及び出資金	258,624
長期貸付金	4,771
その他投資	33
貸倒引当金	△365
資産合計	377,064

科目	金額
(負債の部)	百万円
流動負債	110,889
短期借入金	107,566
未払金	182
未払費用	86
未払法人税等	2,642
その他流動負債	411
固定負債	31,774
長期借入金	1,821
転換社債型新株予約権付社債	25,200
退職給付引当金	114
役員株式給付引当金	198
繰延税金負債	4,312
その他固定負債	129
負債合計	142,664
(純資産の部)	
株主資本	222,678
資本金	42,481
資本剰余金	120,976
資本準備金	116,937
その他資本剰余金	4,038
利益剰余金	96,115
利益準備金	4,262
その他利益剰余金	91,853
退職積立金	585
別途積立金	66,448
繰越利益剰余金	24,820
自己株式	△36,894
評価・換算差額等	11,721
その他有価証券評価差額金	11,721
純資産合計	234,400
負債・純資産合計	377,064

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
営業収入	404	
関係会社受取配当金	8,805	9,210
営業原価		43
営業総利益		9,166
販売費及び一般管理費		1,735
営業利益		7,430
営業外収益		
受取利息	172	
受取配当金	637	
その他収益	70	879
営業外費用		
支払利息	8	
投資事業組合運用損	228	
その他費用	7	244
経常利益		8,065
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
関係会社投資損失	170	
投資有価証券評価損	0	
その他特別損失	3	173
税引前当期純利益		7,898
法人税、住民税及び事業税	△144	
法人税等調整額	1	△143
当期純利益		8,041

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	4,046	120,983	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△7	△7			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△7	△7	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	4,038	120,976	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	21,835	93,131	△35,253	221,342	13,150	234,493
当期変動額						
剰余金の配当	△5,056	△5,056		△5,056		△5,056
当期純利益	8,041	8,041		8,041		8,041
自己株式の取得			△1,812	△1,812		△1,812
自己株式の処分			172	164		164
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△1,429	△1,429
当期変動額合計	2,984	2,984	△1,640	1,336	△1,429	△93
当期末残高	24,820	96,115	△36,894	222,678	11,721	234,400

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 田 国 良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 英 喜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 田 国 良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 英 喜

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 寺 田 新 吾 ㊞
常 勤 監 査 役 伊 藤 信 彦 ㊞
社 外 監 査 役 笠 松 栄 治 ㊞
社 外 監 査 役 増 田 宏 之 ㊞

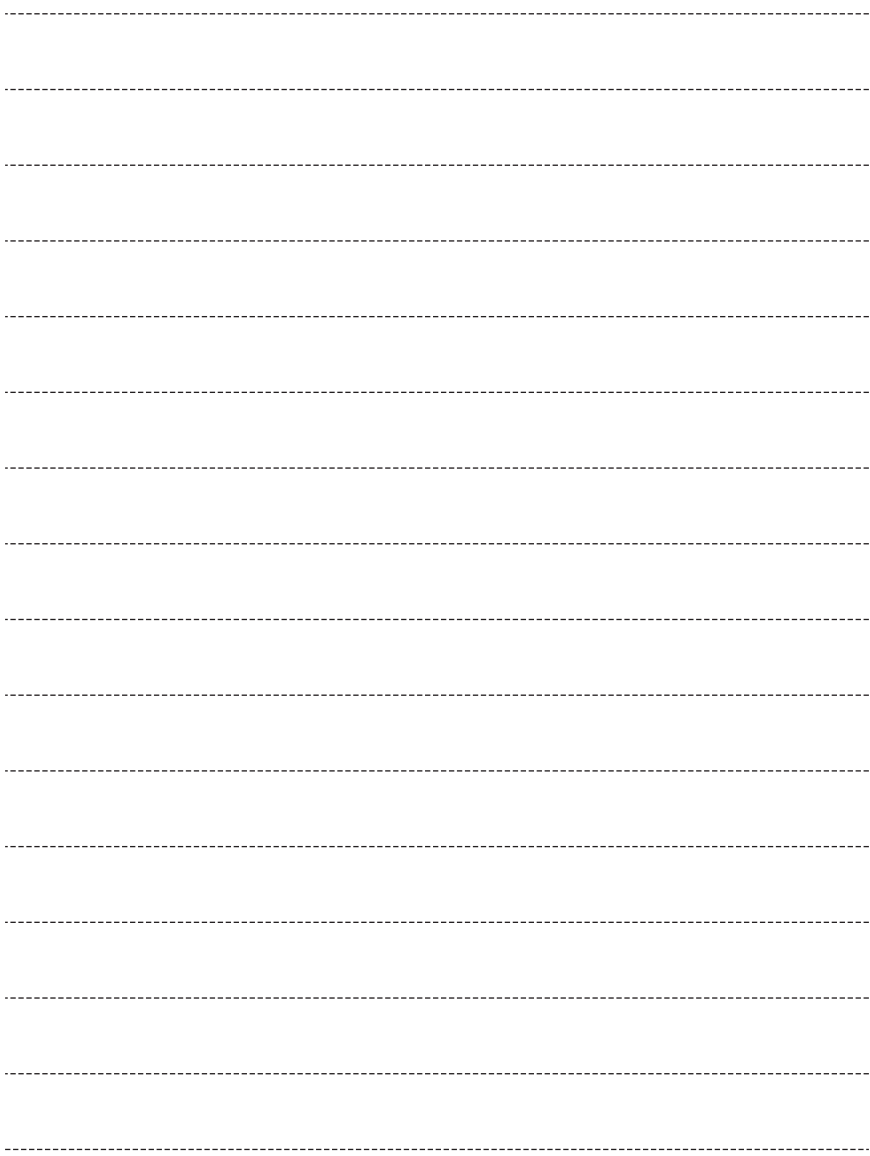
以 上

メ

モ

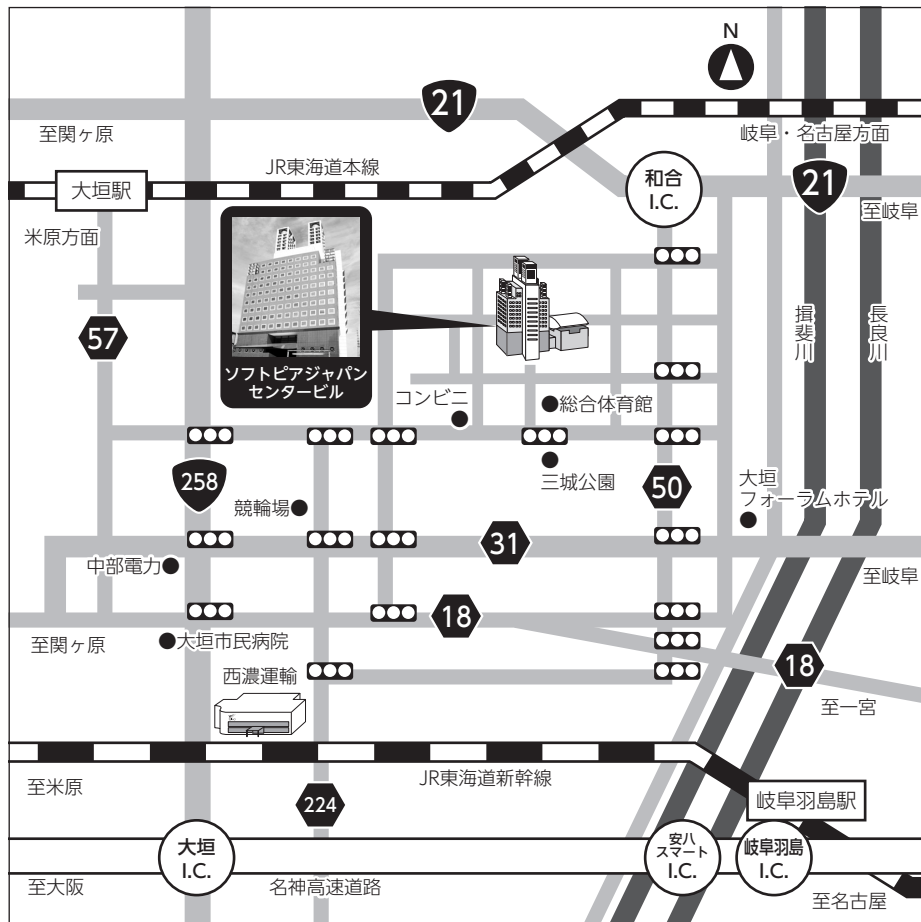
Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for writing practice, each set corresponding to the character 'メ'.



株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目 1 番地 7
ソフトピアジャパン センタービル 3 階ソピアホール
電話番号 0584-77-1111



お車で越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約20分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3 番のりば ソフトピア線で約15分 「ソフトピアジャパン」 バス停下車

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取ってください。

